

特別徴収税額に係る納期の特例に関する承認申請書

令和 年 月 日 三川町長 殿	申請者	法人番号																
		氏名又は名称	⑩															
		特別徴収義務者指定番号																
		住所（居所）又は所在地																

年 月以降納入分に係る町民税・県民税特別徴収税額について地方税法第321条の5の2の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認されるよう申請します。

申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員及び支給金額	月区分	常時雇用者		臨時雇用者	
		支給人員	支給金額	支給人員	支給金額
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円
	年 月	人	円	人	円

1. 現に町税の滞納があり、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由
 2. 申請の日前1ヶ年以内において納期の特例についてその承認の取消しの通知を受けたことの有無

申請についての注意事項

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者はその者から給与の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
2. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与及び退職手当について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

6月から11月までの徴収分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収分	6月10日まで
3. 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、遅滞なくその旨を三川町長に届出なければなりません。
4. 申請者が法人の場合は法人番号を記載してください。申請者が個人事業主の場合は、法人番号欄は空欄で提出してください。
5. 町税の滞納や著しい納付若しくは納入の遅延があるような場合には、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても滞納したり、納付及び納入の遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことのないように特にご注意願います。